

年齢要件についての検討

資料 2-1

種別	現行基準	改正基準案	理由	解説に入れ込む内容
養育家庭	<p>里親申込者のうち、主たる養育者となる者の年齢は、原則として、25歳以上65歳未満であること。</p> <p>※短期・レスパイト限定養育家庭は65歳未満の上限無し。 ※養育家庭（親族）については年齢要件無し。</p>	<p><案1> 里親申込者のうち、主たる養育者となる者の年齢は、原則として、20歳以上70歳未満であること。</p> <p><案2> 年齢要件撤廃</p>	<p><案1> 第1回検討会議論を踏まえ、幅広いニーズがあることを鑑み、下限、上限ともに拡大。ただし、70歳以上でも受託実績あり。</p> <p><案2> 第1回検討会議論及び受託実績を踏まえ、年齢要件を撤廃。ただし、別途解説で若年者や高齢者の認定時の留意点を定める必要あり。</p>	<p><案1> ○短期・レスパイト限定養育家庭は70歳未満の上限無し。 ○養育家庭（親族）については年齢要件無し。</p> <p><案2> ○里親申込者が概ね25歳以下の場合は、児童養育の経験や児童福祉施設等での従事経験の有無を確認する。 ○里親申込者が概ね65歳以上の場合は、健康診断書の提示や疾病等の状況を確認する。</p>
専門養育家庭	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">【国の要件】(里親委託ガイドライン)</p> <p>養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限を設けない。年齢の高い養育者であっても、中学生、高校生年齢など高年齢の子どもの委託を検討するなど、子どもの多様なニーズに応えられるよう里親を登録することが必要である。</p> </div>			
親族里親	要件無し	現行どおり	—	

種別	現行基準	改正基準案	理由	解説に入れ込む内容
養子縁組 里親	<p>里親申込者は、原則として25歳以上50歳未満であり、婚姻していること。</p> <p>※平成18年改正以前の申込者は従来基準である「25歳以上65歳未満であり、配偶者がいること」を適用。</p>	<p><案1> 里親申込者は、少なくとも夫婦の一方が、原則として25歳以上50歳未満であり、婚姻していること。ただし、夫婦の一方が25歳に達していない場合は、その達していない者は20歳に達していること。</p> <p><案2> 里親申込者は、原則として25歳以上であり、婚姻していること。ただし、夫婦の一方が25歳に達していない場合は、その達していない者は20歳に達していること。</p>	<p><案1> 第1回検討会議論を踏まえ、子供との年齢差を考慮し上限は据え置きとする一方、年齢要件の対象を夫婦ともにではなく、夫婦の一方とすることで緩和。また、民法を踏まえ、下限は原則として25歳以上だが、夫婦の一方が25歳に達していない場合は、その者は少なくとも20歳に達していることを要件化。</p> <p><案2> 国が年齢の上限を設けていないことに鑑み、上限基準を削除。ただし、別途解説において、高齢申請者への確認事項を記載する必要あり。</p>	<p><案1> ○平成18年改正以前の申込者は従来基準である「25歳以上65歳未満であり、配偶者がいること」を適用。</p> <p><案2> ○紹介される児童は原則6歳未満であることを踏まえ、子供の成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められること等を説明し、将来の見通しを具体的に確認する。</p>
	<p>【国の要件】(民法) 25歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りではない。</p>			
	<p>【国の要件】(里親委託ガイドライン) 委託する養子縁組里親は、一定の年齢に達していることや、特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって一律に排除するのではなく、子どもの成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められることなど、里親希望者と先の見通しを具体的に話し合いながら検討する。</p>			
	<p>【国の要件】(あっせん法指針) 養親希望者の適性の確認に当たっては、養親希望者が一定の年齢に達していること、夫婦共働きであること、特定の疾病に罹患した経験があること等をもって排除してはならず、子どもの成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められること等、養親希望者と将来の見通しを具体的に話し合いながら適否を検討しなければならない。</p>			